

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

岡山国民年金 事案 997

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 53 年 6 月まで

申立期間については、国民年金保険料の未加入期間とされているが、祖母が集金人に毎月、保険料を納付していた記憶があり、申立期間の一部の期間については、領収印が押された国民年金保険料領収カードも残っているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎月、祖母が集金人に保険料を納付していたことを記憶しているところ、申立人が所持する国民年金保険料領収カードにおいて、申立期間のうち、昭和 52 年 5 月及び同年 8 月から同年 10 月までの期間については、集金人の領収印が確認できることから、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していたと主張している。

しかしながら、上記国民年金保険料領収カードに記載されている申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 7 月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認される上、この時点では、申立期間の国民年金保険料のほとんどが過年度保険料となり、納付組織による集金では納付することができない。

また、申立人の居住する A 町（現在は、B 市）が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳には、いずれも上記国民年金保険料領収カードと同じ国民年金手帳記号番号が確認できるところ、いずれにおいても、申立人の資格取得日は昭和 53 年 7 月 1 日であることが確認でき、申立期間は、制度上、国民年金保険料を納付することはできない国民年金の未加入期間として記録されている上、申立期間において別の国民年金手帳記号番号

が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の祖母は既に死亡している上、申立人は申立期間当時に婦人会で集金をしていた者は死亡していると供述しており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言は得られない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 998

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月から51年5月まで
昭和51年の秋頃から52年の春頃にかけて、A町役場（現在は、B市役所A総合支所）において、申立期間の保険料を納付した。最後に納付したときに、窓口の職員から、「完納と思われる。」と言われたことを記憶しているため、未納となっている申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和50年9月25日にA町（現在は、B市）を転出し、54年3月22日に再転入した旨記載されていることから、申立人の記録は、申立人が納付したとする時期に、同町において管理されていなかったものと考えられる。

また、申立人は、これまでに交付を受けた年金手帳は1冊だけであると述べていることなどから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、B市は、昭和51年頃、A町の窓口では過年度分の国民年金保険料を取り扱っていなかったとしており、申立内容から一部が過年度となる申立期間の国民年金保険料をA町役場の窓口で納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで

A社における昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日までの標準報酬月額は直前の標準報酬月額よりも低くなっており、62 年 10 月 1 日から 63 年 8 月 1 日までの標準報酬月額は直後の標準報酬月額に比べて著しく低くなっている。当時は毎年 1 万円から 2 万円程度昇給していたはずであるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の給与明細書を所持していない上、A社は、申立人に係る賃金台帳等の資料を保管していない旨回答しており、申立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、i) 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日までの期間については、オンライン記録から、A社B営業所に勤務していたとする申立期間当時の同僚（複数）の中にも直前の標準報酬月額より低くなっている者が確認できる上、申立人と同じ職種であったとする給与明細書を所持する同僚は、61 年 5 月の給与の総支給額について、前年より 2 万円程度低い額となっている旨証言していること、ii) 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 8 月 1 日までの期間については、オンライン記録から、申立人は、同日の随時改定において標準報酬月額が 3 等級引き上げられていることが確認でき、A社B営業所に勤務していたとするほぼ全ての同僚についても、標準報酬月額が 3 等級以上引き上げられていることが確認できるなど、申立人の申立期間の標準報酬月額の変動に特段の不自然さは見受けられない。

さらに、申立人に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録に標準報酬月額が遡って低く訂正されたような形跡は無く、事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1702

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 16 日から同年 12 月 15 日まで
昭和 50 年 10 月 15 日にA事業所を退職し、その直後からB社に勤務した。入社時から厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人は昭和 50 年 10 月 20 日から 56 年 2 月 25 日までの期間、B社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は平成 12 年 10 月 31 日に解散しており、解散当時の役員は、申立期間当時の資料は無いと回答している上、事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員は、試用期間は厚生年金保険に加入させていなかった旨証言しており、事業主は、全ての従業員に対して、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。